の領域において、暫定システムの宇宙局からの電力束密度が上記の制限値を超える場合に、影響を受けるとみなされる。

e)　第二地域の主管庁は、関係するチャネルにおいて第二地域のプランの適当な周波数割当てを有していないにもかかわらず、その領域において、提案された暫定割当ての結果、付録第30号の第１附属書の第４項に定める制限値を超える電力束密度の値を受ける場合又は関連する業務区域がその主管庁の領域全体をカバーしていない割当てを有し、その業務区域外の領域において暫定システムの宇宙局からの電力束密度が上記の制限値を超える場合に、影響を受けるとみなされる。

f)　第三地域の主管庁は、当該主管庁が12.5-12.7GHzの周波数帯における放送衛星業務の宇宙局に対する周波数割当てを有し、その必要周波数帯幅の一部が提案された割当ての必要周波数帯幅の中にあり、その割当てが次の場合となる場合であって、かつ、付録第30号の第１附属書の第３項に定める制限値を超える場合に影響を受けるとみなされる。

－　登録原簿に登録されていること。

－　適宜決議第33（WRC-03、改）を参照し、決議第33（WRC-03、改）のA節及びB節の規定若しくは第９条から第14条までの規定に基づき調整されていること又は調整されつつあること。

－　将来の無線通信会議の最終文書に基づいて後に導入される可能性がある変更を考慮して、将来の無線通信会議において採択される第三地域のプランに記載されていること。

5.2　暫定的なフィーダリンクシステムについて

a)　第二地域の主管庁は、付録第30A号の第３附属書の規定に基づいて計算した第二地域のプランに掲げる当該主管庁の割当ての１つの総合等価保護マージンが、暫定システム使用の最大限の特定期間における全ての暫定の使用の累積効果を含み、対応する保留の割当て（第4b)項）を除いて負となる場合又は既に負となった値がより大きい負の値となる場合に、影響を受けると考えられる。

b)　第一地域又は第三地域の主管庁は、その主管庁が固定衛星業務のフィーダリンク（地球対宇宙）に対する割当てを有し、第一地域及び第三地域のフィーダリンクプラン又はリストに適合する割当て又は付録第30A号の第４条の規定に基づいて無線通信局により受領されたリストにおける提案された新規若しくは変更の割当てに関して、その必要周波数帯幅の一部が提案された割当ての必要周波数帯幅の中にあり、かつ、付録第30A号の第１附属書の第５項に掲げる制限値を超えている場合に、影響を受けると考えられる。

6　無線通信局は、第４項の規定に基づき受領した情報及び第５項の規定を適用して無線通信局が識別した主管庁名を国際周波数情報回章の特別節で公表する。

7　無線通信局は暫定システムを有する主管庁の保留の割当てが影響を受けないと判定する場合には、当該主管庁の暫定システムに関して計画の暫定システムを審査し、両立性がない場合には、関係する２つの主管庁に対し新たな暫定システムの運用が可能となるよう措置を執るよう要請しなければならない。

8　無線通信局は国際周波数情報回章の特別節に掲げる主管庁に当該回章の情報についての注意を喚起するため電報を送付し、また、計算の結果を送付する。

9　特別節に掲げられていない主管庁が自国の計画されている暫定の割当てが影響を受けるおそれがあると考える場合には、暫定システムに責任を有する主管庁及び無線通信局にその旨を通知し、この２つの主管庁は暫定割当ての使用が開始される予定の日前にその問題を解決するよう努めなければならない。

10　同意を求める主管庁又は無線通信局に対し第６項に規定する国際周波数情報回章の公表日の後４か月以内に意見を送付しない主管庁は、提案された暫定の使用に同意したものとみなす。

11　第６項に規定する国際周波数情報回章の公表日の後４か月の満了日に、無線通信局は問題を再検討し、得られた結果に従って暫定割当てを提案している主管庁に対して、次の事項を通知しなければならない。

a)　同意が必要でない場合又は必要な同意が関係主管庁から得られた場合には、付録第30号の第５条又は付録第30A号の第５条の規定に基づき提案した使用を通告することができる。この場合には、無線通信局は暫定のリストを現行化しなければならない。

b)　同意を得る手段として、直接又は付録第30号の第４条若しくは付録第30A号の第４条に掲げる手続の適用により影響を受ける主管庁の同意を得るまでは、その暫定システムの使用を開始することはできない。

12　無線通信局は、全ての暫定の割当てを放送衛星業務及びフィーダリンクの割当ての２つのそれぞれの部分の暫定リストに分けて含み、この附属書の規定に基づいてそのリストを更新しなければならない。暫定リストは第二地域のプランとともに公表されるが、同プランの一部ではない。

13　無線通信局は暫定期間の満了の１年前に、この事実に対する関係主管庁の注意を喚起し、当該主管庁に対して適当な時期に登録原簿及び暫定リストからの割当ての削除を通告することを要請する。

14　無線通信局からの催促にもかかわらず主管庁が第13項の規定を適用して送付された要請に応じない場合には、無線通信局は暫定期間の満了時に次のことを行わなければならない。

a)　登録原簿の備考欄に回答がないこと及び記入が情報のみであることを示す記号を記入すること。

b)　暫定リストにおいて当該割当てを考慮しないこと。

c)　関係し、かつ、影響を受ける主管庁に対しこの措置を通知すること。

15　主管庁が暫定割当ての使用の終了を確認した場合には、無線通信局は関係する割当てを暫定リスト及び登録原簿から削除しなければならない。保留されていたプランに対応するいかなる割当てもその後使用を開始することができる。

16　暫定システムを暫定期間の満了後も引き続き使用することを検討している主管庁は、４年を超えない範囲内で延長することができ、この場合、この附属書に記載の手続を適用しなければならない。

17　主管庁が第16項の規定に基づく手続を適用した際、影響を受ける一又は二以上の主管庁の同意を得られない場合には、無線通信局は登録原簿に適当な記号を記入してこの状況を示さなければならない。当該主管庁が有害な混信についての申立てを受領した場合